

参考資料

1 計画策定の経緯

日 付	内 容
平成 28(2016)年 10月 24日～11月 24日	健康と暮らしの調査の実施
平成 29(2017)年 1月 1日～2月 24日	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
6月 30日	第1回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の交付 ・ 計画の概要について ・ 策定スケジュールについて ・ 施設整備計画について ・ 団体ヒアリングについて ・ アンケート結果について ・ 会議の公開について
8月 29日	第2回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念について ・ 施設整備計画について ・ 団体ヒアリング結果について ・ アンケート調査結果について ・ 介護予防・日常生活支援総合事業について ・ 計画の骨子について
10月 31日	第3回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念について ・ 計画の素案について ・ 介護保険料について ・ 介護サービス改善インセンティブ事業について
12月 12日	第4回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の素案について ・ 介護保険料について
12月 22日～ 平成 30(2018)年1月 23日	パブリックコメントの実施
2月 22日	第5回西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントについて ・ 計画書（案）について
3月 22日	市長報告

2 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、高齢者の福祉の増進と高齢者が安心して住みなれた地域で生涯を過ごせるような社会形成を目指し、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）等の本旨にのっとり、西尾市高齢者福祉計画及び西尾市介護保険事業計画（以下「高齢者介護計画」という。）の見直しについて検討するため、西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者介護計画の見直しに関すること。
- (2) その他、高齢者対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉等各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 介護保険の被保険者である各種団体の代表
- (5) 公募による介護保険の被保険者の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、高齢者介護計画の見直しをするまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(部会)

第7条 必要に応じ、第2条に規定する所管事務に関する個別の課題について検討等を行うため、関係機関の担当者により構成される部会（ワーキンググループ）を設置することができる。

- 1 部会の委員は、関係機関の推薦による。
- 2 部会には部会長及び副部会長を置く。
- 3 会議は必要に応じて開催し、部会長はその会議の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、健康福祉部長寿課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

3 西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等	備 考
学識経験者	斎藤 民	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 老年社会科学研究部 室長	
医療関係団体 代表	米津 昌宏	一般社団法人西尾市医師会会長	会長
	三田 崇	一般社団法人西尾市歯科医師会副会長	
	松本 淳志	西尾市薬剤師会会長	
福祉関係団体 代表	和田 知之	社会福祉法人西尾市社会福祉協議会会長	副会長
	岡田 武宏	西尾市民生委員児童委員協議会会長	
	藤田 正之	西尾市地域包括支援センター西尾 センター長	
	木下 典子	せんねん村矢曾根施設長	
	永谷 典久	ヘルパーステーションいずみ管理者	
	山本 広幸	グループホームよねづ管理者	
	東 京子	小規模多機能ホーム松華亭管理者	
保健関係団体代表 (行政関係者)	日高 巳鶴	愛知県西尾保健所健康支援課長	
被保険者である団体 代表	三ツ谷 静子	西尾市老人クラブ連合会副会長	
公募による 被保険者代表	牧野 常豊	第1号被保険者	
	加藤 八重	第1号被保険者	
	高須 猛	第1号被保険者	
	榊原 裕美	第2号被保険者	
	颯田 紀美子	第2号被保険者	
福祉関係者 (行政)	山崎 悟	西尾市健康福祉部長	

4 用語解説

あ行

【ICT】

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」の意味。

【NPO】

「Non Profit Organization」の略で、「特定非営利活動法人」の意味。福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせずに活動を行う民間の組織（団体）。

か行

【介護サービス】

要介護及び要支援認定を受けた人が利用できるサービス。日常生活を送ることが困難であり、介護が必要な人を支援することを目的としたもの。

【介護支援専門員】

要介護認定者などからの相談に応じて、その人の心身の状況や希望を考慮しながら適切な居宅サービスなどを利用できるよう市町村、介護サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う人で、要介護認定者などが自立した日常生活を営むために必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人（ニケアマネジャー）。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険サービスに加えて、各種のサービスを増やし、地域の支え合いの体制づくりとあわせて、要支援者から元気な高齢者までの介護予防と日常生活の自立を支援する事業。

介護予防・日常生活支援総合事業には、訪問型サービス（身体介護や生活援助など）、通所型サービス（機能訓練やレクレーションなど）、住民主体のよるサービス（見守りや緊急時の対応など）などのサービスが受けられる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方なら誰でも受けられる介護予防に関する教室・講演会などを実施する「一般介護予防事業」がある。

【通いの場】

「介護予防」、「閉じこもり予防」、「健康づくり」のため、集会所などの地域に開かれた場所で、地域の住民が運営する地域住民の集う場。

【キャラバン・メイト】

認知症サポーターを養成するための「認知症サポーター養成講座」で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を、市民に伝える講師役の人。

【共生型サービス】

同一の事業所で、介護保険と障害福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障害のある人・児童が介護保険事業所を、また、高齢者が障害福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

【ケアプラン】

要介護者・要支援者に対して、介護保険サービスを提供するための援助計画。介護支援専門員が、認定者の心身の状況や希望などを考慮しながら作成。

【ケアマネジメント】

要介護認定者などが日常生活を営むために必要なサービスを利用できるように、介護サービス計画を作成し、その計画に基づくサービスが適切に行われるように介護サービス事業者などとの連絡調整を行うこと。

【健康寿命】

日常的に介護を必要とせず、健康で自立して暮らすことができる生存期間。WHO（世界保健機関）が提唱した指標で、平均寿命から衰弱・病気・認知症などによる介護期間を差し引いたもの。

【合計所得金額】

所得の種類ごとに一年間の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により異なる。）を差し引いた金額を合計した金額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。

【コグニサイズ】

国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題（計算、しりとりなど）を組み合わせた、認知症予防を目的とした取り組みの総称を表した造語。

さ行

【事業対象者】

基本チェックリストにおいて生活機能の低下がみられる人。

【住所地特例】

原則として、被保険者の住所地市町村が保険者となる介護保険制度において、介護保険施設等の寡多によって、保険者ごとに介護保険給付費の不均衡が出ないように、被保険者が他市町村の施設に入所等をして施設所在地に住所を変更した場合には、施設所在地の市町村ではなく、施設に入所等をする前の住所地市町村の被保険者となる制度。

【新オレンジプラン】

厚生労働省が「認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現する」ために定めた「認知症施策推進5か年計画」（平成24（2012）年公表のオレンジプラン）を改め、平成27（2015）年に策定した指針。平成29（2017）年に改正され、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくことを定めている。

【深化】

深まる、深めること。本計画では、厚生労働省の介護保険事業にかかる基本指針において用いられる「新たに地域包括ケアシステムの深化・推進」という表現を受けて使用している。

【生活援助員】

生活支援ハウス等に居住している高齢者に対し、生活指導、安否の確認、家事援助、緊急対応などのサービスを行う目的で老人福祉施設などから派遣されている人。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

た行

【団塊の世代】

第二次大戦後、昭和22（1947）年から昭和24（1949）年に生まれた世代のこと。

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域のニーズや課題の把握、新たな支援サービスの提言、既存サービスのシステム化等を目的に、地域の方や専門家等と一緒に話し合い考える場として実施している。地域包括支援センター等が主催し個別のケースを検討する地域ケア個別会議と、市町村等が開催し地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組んでいく地域ケア推進会議がある。

【地域支援事業】

介護保険事業の中で行われる事業は、要介護（支援）認定者が介護（予防）サービスを利用した場合に支出する「介護（予防）サービス給付費」と、この「地域支援事業」に大別される。「地域支援事業」は、要介護・要支援状態になることを予防し、社会に参加しつつ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者の支援体制の構築を一体的に推進するもの。また、「地域支援事業」は、介護予防・生活支援サービスの提供と介護予防活動を推進する「介護予防・日常生活支援総合事業」、地域包括支援センターを運営する「包括的支援事業」、在宅医療・介護連携推進や生活支援体制整備などを行う「包括的支援事業（社会保障充実分）」及び家族介護支援などを行う「任意事業」に大別される。

【地域資源】

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。この計画においては、市、社会福祉協議会、介護サービス事業者、ボランティア団体、NPO団体、民間事業者などが提供する様々なサービスのうち、介護保険外のサービスをいう。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

【地域包括ケア見える化システム】

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するため厚生労働省が提供する情報システムであり、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されるもの。

【地域包括支援センター】

公正・中立な立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②権利擁護、③介護予防ケアマネジメント、④包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関。

【地域密着型サービス】

介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし、近くで介護サービスを受けられるように創設されたサービス。市区町村が主体となって、地域単位で適正なサービス基盤整備の計画を定め、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定することができる。なお、利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

【特定健診（特定健康診査）】

40歳以上75歳未満の人に対し、内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とする人を抽出する健診。

な行

【日常生活圏域】

市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。

【認知症】

いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。

【認知症ケアパス】

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的なサービスの流れを示したもの。

【認知症サポーター】

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の住民講座）を受講し、認知症を理解して認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する人。

【認知症地域支援推進員】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要となっており、医療機関や介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

は行

【バリアフリー】

主に建築上の障壁（バリア）を除去する意味で使われるが、高齢者や障害者などのために物的環境のみならず、精神的・制度的にも、自由に社会参加できるよう生活や行動に不便な障害・障壁を除去すること。

【避難行動要支援者名簿】

避難行動要支援者とは、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なため特に支援を必要とするとして、地域防災計画で定められた範囲の人のことであり、それらの人の氏名や住所地などをまとめた名簿。

や行

【要支援者】

要支援認定者。また、何らかの支援が必要な高齢者を指す場合もある。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅における生活が困難な人が入所する施設。

わ行

【我が事・丸ごと地域共生社会】

地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組み、市町村が地域づくりの支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、地域コミュニティと公的福祉サービスが連携して助け合いながら暮らすことができる共生社会のこと。

第7期西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30（2018）年3月

発行：西尾市

編集：西尾市 健康福祉部 長寿課

〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地

電話：(0563)56-2111(代)

FAX：(0563)64-0995